

平成20年第3回宝塚市パブリック・コメント審議会議事録

- 開催日時 平成20年10月6日(月) 午前10時～12時
- 開催場所 宝塚市役所 3-3会議室
- 出席者 委員 8名
事務局 5名

1 開 会

- 会長 第3回の宝塚市パブリック・コメント審議会を開催します。

2 諮 問

諮問第16号宝塚市市民パブリック・コメント条例の見直しについて諮問があり、山下副市長から諮問書が渡された。

3 議 事(1)

- 会長 まず、平成19年度パブリック・コメント手続きの実施状況及び運用状況の評価についてを議題とします。

配布資料の答申案について、最終成案にするために、皆様のご意見をいただきたいと思います。

- 委員 資料2(7)の高校入試制度ですが、実施機関の考え方の公表で「同種の意見毎に考え方を示す方が望ましい」としているが、条例の8条4項で、適宜取りまとめ、論点を明らかにするように努めるということを要請しているので、考え方をお示しすることも検討すべきであるという形に、やわらかくした方がいいのではないか。

- 会長 「方が望ましい」を「ことも検討すべきである」に修正というご意見が出ております。

- 委員 宝塚市中心市街地活性化計画(素案)に係るパブリック・コメントは、結果公表が大幅におくれた。

結果公表が一番大事な点であり、パブリック・コメントを受けて、こういう理由でもって結果としては、変更しなくても意見を受けてこうやるということでない、今後意見が出なくなる。

- 会長 平成19年6月に意見募集が行われ、計画は20年3月、結果

発表は20年7月になってしまった。

- 委員 結果公表が遅れた理由は何なのか。
- 委員 中心市街地活性化というのは、難しい作業でそちらに労力がかかった。パブリック・コメント手続きに係る事務が後回しになったと考えている。担当課に対しては、多少同情の余地がある。
- 委員 担当者が仕事に追われて忘れていたというのでは、全然話にならないと思う。市が定めたパブリック・コメント手続きが遵守されるよう、期限の適切な指示がでるようなシステムになっていないのではないか。
- 委員 我々住民が意見を、公募に応じるのは30日。それで、市が回答をこんなに延ばす合理的な理由はないのでは。
- 委員 パブリック・コメントの市民の意見というのは大事なので、それに対する回答をするのもとても重要なこと。
- 事務局 条例上の整理として条例第8条の2項の中で、意思決定を行うときは、その内容を公表すると書いており、3項では、原則として意思決定の時点までに行うものであると書いているので、この規定に違反している。このことを答申案に入れていくという方向でどうかと思う。
- 委員 条例第8条第3項は、原則としてと規定されているので例外はある程度認めている。従って公表したときに、遅れた理由を書いているならば、審議会としては文句がない。
- 委員 この案件はやはり原則でやらないといけないものなのでしょうか。
- 委員 募集の段階で回答の時期のめどは立つ。意見に対する市の回答が公表されているか、否かのチェック体制があれば、市の考え方の公表が大幅に遅れるということは起こらないと思う。
- 事務局 基本的には条例の規定事項なので、実施担当課がこれに従って事務を行うということになる。
- 会長 まとめると、「平成19年6月に意見募集が行われたが、その結果公表が大幅におくれ、平成20年3月の計画策定より後

の平成20年7月となったことは残念である。条例第8条第3項の趣旨にもとり、パブリック・コメントの意義に対する信頼を損なうおそれがあるからである。なお、同条に言う原則によらない場合は、その事情を明記することが求められる。」としたらどうか。

それでは、今の内容と寺田委員の提起のあったことの2カ所を修正し、これを答申とすることにしてよろしいですか。字句の校正は一任してください。

(異議なし)

3 議 事 (2)

○会長 それでは、第2号議案宝塚市の市民パブリック・コメント条例の見直しについて、を議題とします。配付資料について事務局から説明してください。

(資料「パブリック・コメントの見直しについて(今後の進め方)」事務局から説明)

○会長 説明のあったスケジュールに関してのご質問ありませんか。こういう形で進めるということによろしいか。

○事務局 答申時期は、来年度の6月の会議後を予定している。

○委員 この審議会の一つの機能としては、パブリック・コメントしたけれどきちっと評価されてないとか、あるいはすべきものをしてないとか、そういう不服申し立てに対処することも本来あるべきもの。それがこれまで一つもなかったということはどう評価するかというのは、運用評価のところで、入れとかないといけないのではないかと思う。

○事務局 会議予定の3番目のその他課題で、この制度について議論をしてもらおうと考えていた。

○委員 市の方でいろいろ検討をされて、その情報を、徐々にインフォームしていただけるのか。

○事務局 他市の事例やいろんな資料を集めるので、それで議論し、判断いただきたいと思う。特にポイントを議論していただき、条文については、これは中川会長か寺田委員と相談し条文化し、

この場で議論していただきたいと考えている。

○会長

条例は、一種の自治体の法律ですから、応分の書き方に準じないと。最近、わかりやすくと言われるけれども、わかりやすくするということはまた解釈の幅を後世に与えてしまって、非常にゆがんだ解釈をされる隙間をつくってしまうというデメリットがある。それとともに、法律で全国共通理解になっているいわゆるテクニカルタームというか、法律用語がある。そういうものを使っていかないと、かちつとした条文構成ができませんので、そのあたりはご専門の寺田委員にお願いしたいと思う。とともに、宝塚市のルールもあると思うので、この審議会、審議会事務局、市の法制担当の協力が必要になる。

寺田委員がおっしゃった不服申し立てがなかったことをどう評価するか、これは実は問題の先送りにもなっていると思う。パブリック・コメントが、国においても、都道府県においても、ほとんどの市町村で行われ一般化してきた。ただ、条例を施行してパブリック・コメントをやっている自治体はまだ少ない。その中でも意識的、意図的にパブリック・コメントの結果を公表したり、しなかったりする、数値を隠したりする自治体が出てきているという批判が出ている。意識的な世論操作のようなやり方をするというのはいかがなものかという新聞記者もいる。今、寺田委員が発言されたパブリック・コメント自体の不服申し立てをすることができるような道があるならば、それをもっと市民に知らせないといけない、逆になぜ知らせなかったんだとか、啓発が不足していないか、パブリック・コメントに対する市民のアクセス権をもっと豊かにしないといけないというところにも問題が移ってくると思う。ですので、大変貴重な提起だと思う。

○委員

そして、もう一つはこの審議会があるということが誇れること。この制度はアメリカから入ってきた。アメリカの研究者は、訴訟まで言われているが、訴訟は個人的利益がないからやりにくい。条例でパブリック・コメントを定め、その中で不服申し立てでき

る審議会を置く意義は大きい。もちろん審議会の委員をどう選ぶかというのも重要になると思うが。

○委員

条例を生きたものにするための担保として審議会があるという理解で委員に応募した。もう一つ、制度全体に対する不満とか不服、これは今の意見の出ぐあいから見ると、そんなにそれは沸騰しているとは思わないが、ただ遺憾ながら、この制度に対して理解している人そのものが非常に少ないのがまず一番の問題でしょう。

○会長

パブリック・コメントは一般化してきた。ところが、宝塚市みたいにきちっと条例は設けて、おまけに審議会も持ってますというのは全国でも、一桁もないのではないかな。

○委員

条例を持っていても、審議会は持っているところはない。

○会長

だから、それだけすごいものを持ってんだということをもっと市民に知ってもらいたいし、市民が行政をある意味で統制するというか、統制し、牽制するという意味での大切な機関ですということを審議会としてはもっとアピールしてもよいと思う。それは行政にとってもプラスになる。そういうものを行政が内部に抱き込んでいるというか、持ち込んでいるというのは行政自身がワクチン注射を内包しているのと一緒で、病気にならない。

○委員

まちづくり協議会でそういう仲間の中で話をすると、制度があることで安心、市民としては安心だと。それはあくまでも人に任せてしまっているということだけでも、あることに安心感というのは大きい。それは前に市民参加条例が、5年以上前にできたけれども、そのときはその条例を生かすもの、担保するものが何もなかった。実際に運用要領というようなものも、余り立派なものがあるときはできなかった。それに対してこれはすぐに審議会ができたというのは、素晴らしいことだと思う。今度見直しの中には制度の廃止も含めてということでしょうけれども、それはない。制度の存続を前提にしてということですよ

か。

- 会長 見直しというのは、あくまでも存続と考えている。余りにも弊害が出たとは言えず、廃止とはならない。
- 委員 これだけ制度化して、市民に信用されてくればね。
- 委員 ここで一応答申して、そしてまた市長はそれを議会に出す前に、パブリック・コメントをしないとイケない、この条例のそういう問題もある。
- 事務局 スケジュールでは、8月までに答申をいただき、それを市長のものとしてパブリック・コメントにかけるというようにしている。
- 会長 先ほどのおっしゃり方によれば、改正後はこの審議会がかわりにパブリック・コメントして、市長はしなくてもよいような条例にしてはと。
- 委員 私は本来これは市議会がやるべき仕事だという信念は持っている。議員は市民が選んで、給料を払っている。市議会が十分機能すれば、こういうものは要らないと。
- 委員 この審議会がパブリック・コメントやってみるとか、案つくるときにそれができればいいのではないか。成案できてから、ほぼできたものに意見をもとめるよりも。
- 事務局 ほかの審議会の運用としましては、審議会の最終案が答申されれば、それが市長の原案になりますので、審議会ですら中間のまとめをされまして、それを執行機関に一旦戻し、執行機関がそれを受けてパブリック・コメントする。そのパブリック・コメントの意見についてはまた審議会にお返しすると、そういうふうな流れで運用しているところが多いです。
- 会長 行政手続法にある審議会の類似手続きの規定と同じように、条例改正すれば、寺田委員がおっしゃっておるようなことはできる、改正後は。
- 委員 その場合は審議会のメンバーの資格要件というのが非常に難しくなってくる。

○事務局

パブリック・コメント手続きの事務は事務局が行うことになる。

○会長

パブリック・コメント手続きの対象について、前から基本的な方針を定める計画、施策の範囲がここまでというものがはっきりしなかった。総合計画、福祉基本計画というのは、計画の名前で分かりうる。計画を受けた実施計画レベルのもの、さらに指針みたいになってくると、どこからこれパブリック・コメントの対象なのかというのが、答申書の最後に書いてあるように、中心市街地の市民ホール計画なんていうのは、これは計画じゃないのかという意見もあったわけですが、どうも総合計画との連なりから考えると、それには該当しないという答えがやはり出てしまう。しかし、考えてみたら、それも入れないとおかしいのではというふうな、実態と書き方との間のその整合性をもう少し詳しく分かればいいのか。かなり詳しくすべての計画を洗い出しし、そしてそれをどこまで入れるべきかというようなこと、出した方がいいかなというふうな気がする。条文の文言からだけではちょっと判別不可能であるという答えが出たような気がする。ですから、それも議論しましょう。

それから、その規定のレベルですが、条例本体が望ましいんですが、条例本体を余り手続法的なところまで書いてしまうと、逆に読みにくくなる。だから、それを規則で受けるのか、あるいは指針解釈と運用で受けるのか、ある程度ソフトランディングしていったらいいのかなと思う。理想論は条例本体で全部書き切ることだが、そうすると膨大な条文になってしまう。そのあたりも皆さんに判断していただきたいと思う。

それから、(2)の料金の改定については、これは前から寺田委員からのご提起です。使用料、手数料、分担金とか、いわゆる税金を除く料金。法定税は別として、法定外普通税、目的税をどうするか。

○委員

保育料や個別の市民が支払っているようなものはやはり対象

になるんでしょうけど、税金についても、市が独自に課するような場合がある。そういうのをもし新設するとき、ホテル税やああいうのを新設するようなときに。宝塚も温泉がある。その入湯税を上げるときを想定すると、議論しておいた方がよい。

○会長

つまりこの料金改定、税金を含む料金改定を議論すると、パブリック・コメントに供するというのを決断する場合に、コスト、それからパフォーマンス、受ける収益、便益と、それからコストの関係に関しての情報をかなり徹底的に出さないと、一般市民は負担金は限りなくゼロにというポピュリズムに流れる危険性がある。サービスは限りなく手厚く豊富にという、これまた過剰なポピュリズムに流れる危険性はある。その大衆の側のエゴイズムに飲み込まれていかないようなパブリック・コメント制度にするためには、かなりそのコストとパフォーマンスの情報を両方出さないとだめ。これに関してはそういうことも含めて体制整備ができていくのかということの決断も必要になってくる。集中的にここのあたりは議論が必要かなと思う。材料、対象を出してもらわないといけない。今までこれ除外していたから、全然見ていない。

それから、議員提案条例については、過去の議員提出議案がどれだけ出ているのか、それはやっぱりパブリック・コメントにかけたらよかったのではということがわかると思うので、かける必要もなかったかと、2通りあるかもしれませんが、議員提案条例がパブリック・コメントパブコメの対象外というのは不自然な感じがする。

○委員

この条例は、議員提案条例で、それに対して市長が我々に諮問して、答申をする。その答申を受けて、市長が議会にこういう改正意見が出てますよと。これは条例に書いてありますからね。議会は審議会が検討するという事は当然承知している。

○会長

5年後に見直しすると書かれている。

○委員

そこまで深く考えられたのかどうか。というのも何か形式的

に書いてあるにすぎないと思う。いきなり議会討論に回して、それは構わないということですね。市長と議会との関係。

○会長 5年の見直し期間が来ているので、市長としては義務的に諮問をかけたということ。だから、議会に対して責任を逆に果たしているんですよ。それは失礼になりません。

○委員 普通はこういうことをすると、会社の中、もめるもとなのですけど。

○委員 議員提案というのはそんなにない。だから、議論もそこにまで言及してない。千葉県のもので読んでみたけれど、議員提案について一言も触れてない。

○委員 不思議に思うのは、もともとはこれ市民参加条例に附帯していると考えた方がいい条例だと思う。その一つの中身であり、活用範囲。それが、もとの市民参加条例は、市が提案した。それに対して、こういうものが議会から出てきて、それをまた我々の審議会にかける。流れとしては何か不思議に思う。

○事務局 市としては、ほかの自治体も多いですけども、要綱として運用するという考えでいた。その中で議会としては、要綱ではなしに、条例の形式で定めてほしいということで議員提案になった。

○委員 市としては要綱の方がいい。

○委員 しかも、それは自分たちの権益を侵されるような条例を提案しているから本当に不思議でならない。

○事務局 経過としましては、この条例の提案する約半年前に議員提出議案で議会の一つの会派からパブリック・コメント条例が出た。それについては審査未了という形で廃案になり、その後、全会派でなかったですけども、大多数の会派が合意できる案として、この宝塚市市民パブリック・コメント条例が提案され、可決成立した。

○会長 議員提案条例はほとんど皆無であった時代のイメージのままパブリック・コメントという制度が実施されたことは事実

です。ほとんどが首長提出案件。だから首長提出案件に関してはパブリック・コメントするよう議会が要求した。むしろ首長に牽制していた。ところが、議員提出案件がふえてきた、自分もパブリック・コメントするようと言われる。そういうことだと思ふ。

4番の外郭団体については、これは基準をどこまで設けるかという話、前回の会議録に出ています。例えば出資比率で見るとか、役員を1人でも出していたら、もう全部外郭団体扱いするのかとか、いろいろ議論がある。

○委員 定義が。

○会長 ここて要求するパブリック・コメントの対象となる外郭団体は、一体どのような団体とするのか、議論しないといけない。参考までに、前回の会議録では、私が発言している記憶をたどると、25%以上の出資比率になると、首長の検査権が及ぶ。これはパブリック・コメントの検討対象になるでしょうね。50%以上は当然、これは議会の業務報告、決算報告義務がある。しかし、それは出資比率の話だけであって、社団などの場合はどうなるのと、財団、株式会社は別だが、社団の場合はどうなるのか。そうなれば、役員構成比率かと、社員構成比率か、1人しか出していないのは除外していいのか、あるいは3分の1か、4分の1か、またややこしい。

○委員 それからもう一つは、外郭団体が持っているパブリック・コメントをかけるべき事項、計画みたいなもの、市の事業との関係。

○委員 一般企業の場合は、企業会計の基準があって、だんだん国際化しまして、人の派遣、出資比率、それから財政的な貸し借りとか、債権になるといろいろ細かくしている。市でも同じ。最後にダメージ受けるのは市の財政。人の派遣先に使っているものと言っても、最終的には財政さえ健全であれば問題ないわけ。ですから、やっぱり企業会計の基準というものが、しかも

今国際化してきましたから。そういうようなことで、参考にする手もある。

○会長 それから、もう一つの言い方をすると、連結実質収支比率の対象となる範囲の会計の団体、これはまず第一定義でしょうね。これは特別会計も当然含むわけですけど、今だってこれは入っていますから。

○会長 あと公社、公団なんかも入ってくるわけでしょう、土地開発公社も入ってくる。こういう整備促進法などによって作られるもの。

○委員 そういうのは議会で議論すべき問題で、何もわからない一般市民がちょこっと意見を言うような筋合いのことではないというのが私の持論。

○委員 だから、すべき対象があるのか。

○会長 この範囲についての基準をやっぱり議論せねばならないと思う。

次に計画の中止または廃止ですが、これも（１）と関係してくるが、どのようなレベルまでの計画もしくは方針を基本的な事項と基本的な方針というふうに見るのかによって、その計画が中止または廃止されることもパブリック・コメントの対象とすべきかということと関係してくる。この５番の計画の中止とか廃止に関しては、これはパブリック・コメントの対象になってなかったという意味ですかね。

○事務局 明確な規定がなかったということです。例えば新たな施策を計画して、着手する前に廃止したという部分で、新たにパブコメが要るのか、これはやめましたという周知だけでいいのか。前にお話として出てきました予防接種、これはここで言う計画ではないが、それを廃止する場合にどうなのか。それは恐らく計画、条例というとらえ方でなく、市民生活に重要な影響を及ぼす事業の見直しで、こういうもので廃止なり中止、そういうものについてパブリック・コメントをするのか。

まだ実施していない計画自体をやめること、そのときの手続はどうしますというのを、定めておきたいと思います。今回特にそういうふうな問題がありましたので。

○委員

変更はどうか。変更の場合は制定と同じ扱いにしているのが圧倒的に多い。大変と思うが、作成するときにはよいこと書いてパブリック・コメントをして、実施機関で変更されるというのもまた困る。だから、変更はどうか、廃止までいかないが、内容の変更。

○会長

その辺に関しては、総合計画の管理担当の部局、企画課でしょうか、そこらあたりのご意見もいただきたいと思っている。総合計画というのは、基本構想は議会の議決の対象で、議会の議決の対象であるからこそ、転がせるような、どうとでもとれる文章になっている。その内の1つ、清潔なまちづくりに努めます、2つ、犯罪のない町を目指します、その程度のことですけども、基本計画は実はワンセットで出される。その基本計画の中に、一、二%かな、政令市は半分以上ですけど、数値目標も入れている。道路整備進捗率、公園整備率、住民協議会結集率とか。この比率に対応してどのぐらいこの5年間でできたか、できなかったとか、なぜできなかったかということをして反省して、後期基本計画にまた数値をスライドして持っていく、あるいは数値修正する。そういうような数値管理も計画管理がきちっとされていたら、計画の変更、廃止、中止は当然総合計画審議会に報告するか、あるいは実施計画レベルならば、総合計画の担当部長もしくは担当副市長の決裁がなければできない。そういう計画管理がきちっとされておれば、廃止になりましたからパブリック・コメントにかけませんでしたって話はでてこない。そのところが実は宝塚市の計画行政のレベルがどの程度まで来ているのかということと、同伴していきながらやらないといけない。ここの審議会だけが先走って、計画行政を対象に入れることはできないと思っている。

○委員 現在、市民の代表として自治会やまちづくり協議会というのは制度として存在している。そうすると、パブリック・コメントの案件については、自治会や協議会の長には必ずそれを送付して、意見なければ、なし、ありとか、そういうふうなことは最低限やらないと、何かふわっとやって、市役所の隅っこに応募用紙が置いてあるということではなく、積極的に意見を求めるのもいいことかもわからない。今まで自治会やまちづくり協議会は何でも反対とか、どちらかと言えば、特に自治会は敬遠されている組織だったというふうに理解しているが、今や随分変わってきている。町をよくするということで、自治会もまちづくり協議会も活動しているわけですから。

○会長 一たん議論ここで打ち切って、条例見直しのポイントについての共通理解はこれでできたと思う。

以下、きょう発言ない方に発言を優先させていきたいと思う。今後に向けてのご意見、ご感想でも結構です。

○委員 今後に向けて、勉強しないといけないことがたくさんあるなと、身を引き締めていきたいなと思う。

○委員 理解するのが精いっぱい。もう少し勉強させていただきたいと思う。

○会長 これは知らせてもらわないと、これを知らないのはおかしいという感じが大事。市民感覚で発言してもらえばよいと思う。

○委員 今言われてた料金のことに関して、いわゆるエゴイズムに走らないようにと言われた部分、私たち市民として、レベル、範囲を考えながら、この制定に向けて市民感覚でその辺のところは言えるのかなというふうに感じる。

○委員 議員提案の話があったが、全国レベルで5%、大体適正の割合というのはあるのか。議員提案が多ければ多い方がいいのかなという気がするが。

○会長 多ければ多い方がいいと思う。

○委員 本来であればね、それがここでは一応別扱い、例えばパブリ

ック・コメントかけなくてもいいとか、だからそういうところにつながるのはどうもよくわからない。

でき上ったら一緒ですから、その後は同じようなルーチンにのっとってやるべきであって、除外するのは何かよくわからない。

○委員

住民を代表しての議員と、住民の意見を聞いて、それをまとめて議会に出すわけだから、あえて直接に住民に問う必要はないということかもしれない。強いて理屈をつければ。予算の提出権、調製権は首長が持っている。結局予算なしには行政執行できないので、どこの地方自治体も首長提案の条例が出てくるということだと思う。

○委員

最近、市会議長とミーティングするというのが联合会の中であった。その中で、行政とは何かというようなことで、私なんかいつも町で話したら、行政は何もやらんとか、してもらえて、その行政というのは大体が職員のことを言っている。議会も市長も行政の一部だという、行政はこのまちづくりでどこに位置しているのかという論議になって、それも行政といたらそれも含めてというようなことだった。私の中ですごく刺激的なことだった。その中でこの審議会の役割というのが少しずつ見えてきた。

もう一つは、私が住んでいる中山台に図書館の分室があって、市が直営している。これをアウトソーシングで、コミュニティーに業務委託してくれないかという話があるが、こんな話ってやっていいのという正直そう思う。何となく全体の仕組みがよくわからない。図書館なんてこと、行政の仕事という気もしているが、そういうのはもっと幅広く政策全体の、もちろん検討されてるんでしょうけど、そこら辺の仕組みがまだ一つよくわからない。すごくいい機会なので、この審議会に参加していきたいと思う。

○委員

料金問題にまでかかわってくるとは思わなかった。皆さんか

らいろいろ出たけど、議員提案の条例で議員さんもどういうふうな町にしていくかというようなことはちゃんとしていただきたいなと思う。宝塚市が市制を敷いたときは4万だったが今22万の人口がある。他市から来られたすばらしい人もたくさんいらっしゃる。自治会もコミュニティーもすばらしい。すばらしいけども、その人たち中心でなくて、全体を中心にしたそういうような市の方での計画もつくってもらえたらなと思う。中心市街地活性化のパブリック・コメントときに、市民のどこからどういうような意見が出てくるかを知りたかった。昔のそれを守りながら、新しく入ってきた人たちの意見も聞いて、宝塚市は運営していかないといけない。宝塚にはブランドがあるからということだけではいけないと思う。そう考えている。

○委員

私は終始申し上げてるんですけど、会議ではそこまで聞いてませんが、市民の目線でいろいろ見ていくということだけがこの審議会の一つのよりどころ。

さっき料金が意外だと言われますけど、市民の目線で見たら行政、議会はどう考えてる、そこをやっぱり見ていくのがこの制度ではないかなと。最終的には市民が応募しなければ制度を持っている意味、何の役にも立たないわけで、現状の市民の意見件数には非常に不満に思っている。だから、いかにこれをふやすかということがやっぱり、先ほど申し上げたのもその一環にすぎないですけど。

○委員

資料の論点に沿ってまとめていければ、良い条例ができ上るという気はする。先ほども言ったように、審議会を持っているというのは大きな強みなので、パブリック・コメント条例の大きな地位を占めていけばと、あるいはほかの自治体のリーディング条例として位置づけられるようにやっていければ。議会と料金が議論の重点となる。料金については、議会で十分に議論されているのかどうか。予算は項、目等で分かれてて、全部に数字だけが入っている。上がるという点については、行政自身

がきちっとそれに対しては受けこたえする。意見を出せるのはこれしかない。料金だから、市民に身近なことについては皆言うわけ。それが余り市民と身近でない事柄についても言えるんだとか、この時点で言うておかないと、後で料金にはね返るんだとか、というようなことになってくるので、一つのきっかけということで今後も含めて、料金については少し入れておきたい、ある種の事柄ということで限定してもいいと思う。

○会長

その限定の仕方自体も難しいが、今後議論しましょう。ありがとうございました。

最後になりましたが、次回の会議日程についてですが、平成21年の第1回目が1月26日（月）午前10時から、第2回目が2月23日（月）午前10時からでお願いします。本日の審議会これで終わります。